## 医療機関

医療機関(病院、診療所、訪問看護ステーション、薬局)の指定申請、変更等の届出については、以下の表のとおりです。

届出を要する事項	更新) 申請 指定(指定	廃止届	変更届	その他
(1) 医療機関が新たに生活保護法による指定を受ける場合	0			
(2) 既に指定医療機関等である場合				
・指定の更新を行う場合 (生活保護法の一部改正(平成26年7月1日施行)により、6 年ごとの更新が必要となっています。)	0			
・保険医療機関番号(医療機関コード)が変更された場合 例)開設者が変更になった場合 指定医療機関の所在地を移転した場合	0	0		
<ul><li>・指定医療機関の名称を変更した場合</li><li>・開設者の氏名や法人の名称を変更した場合</li><li>・指定医療機関の所在地が、行政による住居表示等により変更された場合</li><li>・開設者が法人で、法人代表者を変更した場合</li><li>・管理者を変更した場合</li></ul>			0	
<ul><li>・指定医療機関の開設者が死亡した場合</li><li>・指定医療機関の開設者が当該指定医療機関を廃止した場合</li></ul>		0		
<ul><li>・指定医療機関の開設者が当該指定医療機関を休止した場合 (再開の意思がある場合)</li></ul>				休止届
・休止した指定医療機関を再開した場合				再開届
・他法による処分を受けた場合				処分届
・指定医療機関の指定を辞退する場合 (業務は継続) ※30日以上の予告期間が必要です				辞退届